霊園・墓地使用権継承についての親族同意書

1	現在使用許可	「を受り	ナている霊園	・墓地						
	(霊園名) 千点	衰市	□千歳霊園	□末広第	第1霊園		末広第2霊	園		
			□共同墓地	(根志越	・中央・長	都	・東丘・泉	と郷・ 蘭起	遂・幌加	・協和・水明郷
	(墓地番号)									
				_	_	_				
			(共同墓地で	であって番	号がない	易合	は、記入	不要)		
	(今まで、墓	基地の値	吏用承認を受	けていたネ	皆)					
	信	上所								
										•••••
										
2	墓地を継承す	↑る者								
	., .	•								
	<u>:-</u>	х.н				.0	(3)2007.14.161.50			
	上記2の制	が募り	他の使用権を済	継承するこ	トについ	て.	同意しま	:す.		
	<u> </u>	10 22-	200 K/11 E C/	IMENTAL OF		•		年	月	日
							13 414	'	71	H
	親族①	住託								
	Null							・レの結ね	 玩	·
		1/1				⊢lı	刑区/11年	<u> </u>	.1	
	親族②	住所								
	MILE CO	氏名						・レの結析	ਜ਼	· ·
		八九				⊢lı	刑仗用名		<u> </u>	
	親族③	住所								
	税扱の								fi	
		氏名				⊢lı	前使用者	とり統件	<u>'</u>	
	如长八	AT TIC								
	親族④	住所								
		<u> </u>				El1	則使用有	との続作	<u> </u>	
	## I.E.@	<i>N.</i> → r								
	親族⑤									
		氏名				티	前使用者	との続杯	ሻ	
	,									
	親族⑥	住所								
		氏名				印	前使用者	との続権	万	

※相続による継承の場合は、法定相続人全員の同意を必要とし、相続以外の原因により祭しを主宰すべき者が継承する場合は、仮に現使用者が死亡した場合に法定相続人となる者全員の同意を必要とする。